

平成29年度第1回（地独）栃木県立がんセンター
及び（地独）栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会次第

平成29年7月10日（月）
14:00～15:30
県公館大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 委員長、副委員長の選任について
- (2) 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期
目標素案について
- (3) その他

4 閉 会

【配付資料】

- (資料1) 地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会の役割等について
 - (資料2) とちぎリハビリテーションセンター独法化に係る検討経過について
 - (資料3) 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期目標素案の概要
 - (資料4) 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期目標素案
 - (資料5) とちぎリハビリテーションセンター独法化を想定したスケジュール
-
- (参考資料1) 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター定款
 - (参考資料2) 地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例
 - (参考資料3) 地方独立行政法人栃木県立がんセンター中期目標との比較

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人
 栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
太田 照男	栃木県医師会 会長	
佐田 尚宏	自治医科大学附属病院 病院長	
高田 純子	公認会計士	
高橋 淑郎	日本大学商学部 教授	
平田 幸一	獨協医科大学病院 病院長	
藤沼 千春	藤沼労務管理事務所キャリアコンサルタント 株式会社カンセキ 取締役	
渡邊 カヨ子	栃木県看護協会 会長	

* 敬称略 : 五十音順

* 任 期 : 2年(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人 栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会の役割等について

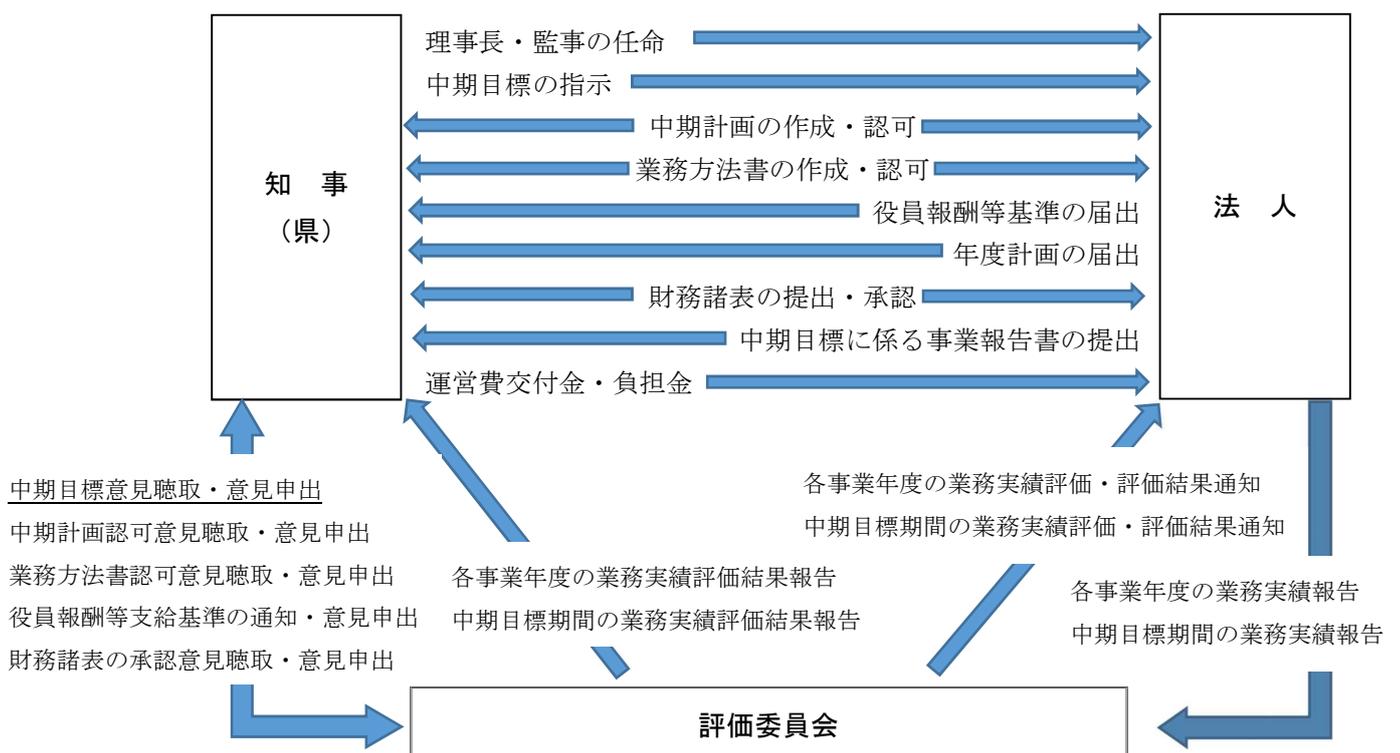
1 評価委員会の役割

当評価委員会は地方独立行政法人法（以下「法」という）及び地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例に基づき設置される県の附属機関であり、地方独立行政法人の設立準備作業（中期目標、中期計画、業務方法書、役員報酬等の支給基準の審議）、同法人設立後における各事業年度の業務実績評価などの事務を行う。

2 評価委員会の主な所掌事務

事 務	条 文
・ 知事による中期目標の作成・変更の際の意見	法第25条第3項
・ 中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見	法第26条第3項
・ 業務方法書（法人の具体的な業務の方法を記載した要領）に対して知事が認可する際の意見	法第22条第3項
・ 法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見申出	法第49条第2項 法第56条第1項
・ 各事業年度における業務の実績についての評価	法第28条
・ 知事による財務諸表の承認の際の意見	法第34条第3項
・ 中期目標期間における業務の実績についての評価	法第30条

（参考）地方独立行政法人、評価委員会及び県との関係概要について



(参考)地方独立行政法人法に基づく中期目標、中期計画及び年度計画の違いについて

	中期目標	中期計画	年度計画
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人法(以下、「法」)第25条第1項で規定している、地方独立行政法人(以下、「法人」)が達成すべき業務運営に関する目標 栃木県知事が、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターが達成すべき業務運営に関する目標として定めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 法第26条第1項で規定している、中期目標を達成するための計画 栃木県知事が定めた中期目標に基づき、当該中期目標を達成するために地方独立行政法人が作成する計画 	<ul style="list-style-type: none"> 法第27条第1項で規定している、中期計画に基づきその事業年度の業務運営に関する計画 中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関して地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターが作成する事業計画
策定の意義	<ul style="list-style-type: none"> 法人の自主性・自律性を尊重する地方独立行政法人制度の中で、業務について知事から法人に対して直接指示できる唯一の手段。 中期目標による指示により、法人は中期目標の達成を目指して、その業務を実施する義務を有する。 法人の業務の実績を評価する際の基準となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人は、自主性・自律性の発揮を期待する一方で、県の分身的存在(100%県が出資)として公共性の高い業務を実施するため、その業務実施の確実性が必要。 中期目標として指示された目標を達成するための具体的計画を法人自身が中期計画として定め、自ら定めたその計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中の各事業年度の業務運営に関し、中期計画に定めた事項のうち当該年度に実施すべき事項等について定める計画であり、法人自らが作成するものである。
記載事項 (法定事項)	<p>【法第25条第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標の期間(3年以上5年以内) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 業務運営の改善及び効率化に関する事項 財務内容の改善に関する事項 その他業務運営に関する重要事項 	<p>【法第26条第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 剰余金の用途 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 <p>【法第83条第2項】(公営企業型地方独立行政法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記に加えて、料金に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 法定事項としては特になし。
評価委員会の審議	要	要	不要 (ただし、各事業年度における業務の実績に対する評価は評価委員会の審議事項)
議会の議決	要	要 (公営企業型地方独立行政法人の場合)	不要 (ただし、各事業年度における業務の実績評価の結果については議会へ報告事項)

とちぎリハビリテーションセンター独法化に係る検討経過について

(検討経過)

H16. 4月	・ 地方独立行政法人法施行
H18. 6月	・ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律施行 ⇒地方公営企業について一般地方独立行政法人等への移行を推進する方針
H19. 12月	・ 総務省が公立病院改革ガイドラインを策定 ⇒公立病院に民間的経営手法の導入等の観点から経営形態の見直しを求める。
H20. 3月	・ 「県立病院あり方検討委員会」から報告 (H19. 5月設置) ⇒一部適用の制度的限界と経営形態の継続検討の必要性を報告
H21. 3月 9月	・ 県立病院経営改革プラン策定 (計画期間H21～H23年度) ・ 「県立病院改革プラン評価委員会」を設置
H24. 3月	・ 県立病院経営改革プラン改定 (計画期間H24～H25年度) ⇒経営形態のあり方を検討
H25. 11月	・ 「県立病院改革プラン評価委員会」へ報告 ⇒ <u>経営形態見直しの方向としては、一般地方独立行政法人が最も適切と考えられる。</u>
H26. 3月	・ 県立病院経営改革プラン〔第2次〕策定 (計画期間 H26～H28 年度) ⇒環境変化に柔軟に対応しながら、質の高い医療を効果的・安定的に提供していく上での経営形態見直しの方針としては、一般地方独立行政法人とし、課題等を整理しながら地方独立行政法人化に向けた検討を進める。

H27. 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省が新公立病院改革ガイドラインを策定 <p>⇒地域医療構想との整合性を求めるとともに、引き続き、公立病院に民間的経営手法の導入等の観点から経営形態の見直しを求める。</p>
H28. 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎリハビリテーションセンター地方独立行政法人化検討会」(とちぎリハビリテーションセンター所長を座長とする内部検討組織)を設置
H29. 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター定款を制定 ・地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会条例を改正 (委員会の名称を「地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会」に改称) ・県立病院経営改革プラン〔第3次〕策定(計画期間 H29～H32 年度) <p>⇒とちぎリハビリテーションセンターについては、権限の拡充とそれに伴う責任の自覚の下、自立的・弾力的で透明な経営を通じて、県民サービスの向上と経営の改善を図るため、<u>平成30年4月1日を目途に一般地方独立行政法人への移行を目指す。</u></p>

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期目標素案の概要

《中期目標に定める事項》 中期目標：栃木県知事が、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標として定めるもの。

第1 中期目標の期間 5年間（平成30年4月1日～平成35年3月31日）

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【項目】

- 1 質の高い医療の提供
- 2 安全で安心な医療の提供
- 3 患者・県民等の視点に立った医療の提供
- 4 障害児・障害者の福祉の充実
- 5 人材の確保と育成
- 6 地域連携の推進
- 7 地域医療・福祉への貢献
- 8 災害等への対応

【主な内容】

- ・ 県民の医療ニーズを踏まえて、専門的な医療など質の高い医療を提供するとともに、患者が安心して医療を受けられるよう、安全で安心な医療、患者・県民の視点に立った医療を提供すること。
- ・ 障害児・障害者が地域社会で自立した生活を送ることができるよう、障害児・障害者の福祉の充実を図ること。
- ・ 県民から求められる役割を十分に果たすため、人材の確保と育成に取り組むほか、県全体のリハビリテーション医療及び福祉の向上を図るため、地域連携を推進するとともに、地域医療・福祉に貢献すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

【項目】

- 1 業務運営体制の確立
- 2 経営参画意識の向上
- 3 収入の確保及び費用の削減への取組

【主な内容】

- ・ 地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効果的で効率的な組織を整備すること。
- ・ 経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

【主な内容】

- ・ 県民が求める専門的なリハビリテーション医療等を安定的に提供していくため、中期目標期間中に経常収支を黒字化すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

【主な内容】

- ・ 医療機器について、県民の医療ニーズや医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努めること。

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター

中期目標素案

前文

とちぎリハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）は、これまで心身に障害のある乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の県民に対しライフステージに応じた専門的なリハビリテーションを総合的に提供するなど、心身に障害のある県民の自立と社会参加を促進するための医療と福祉の複合施設として重要な役割を果たしてきた。

一方、近年は、超高齢社会の到来、医療技術の進歩、県民の医療に対する意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、県民に対する医療サービスの充実が求められている。

また、障害児・障害者の地域社会における共生の実現に向け、日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスの充実も求められている。

このようなことから、今後とも公的使命を果たしながら、県民ニーズや新たな課題等に適切かつ迅速に対応するとともに、経営の健全化を図るため、柔軟で弾力的な運営が可能となる地方独立行政法人を設立することとした。

この中期目標は、医療・福祉サービスの向上、人材の確保と育成、地域の関係機関との連携、業務運営の改善や効率化など、リハセンターが達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。

リハセンターにおいては、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な運営を行うことにより、質の高い総合的なリハビリテーションを安定的に提供するとともに、県内における医療及び福祉の向上を図り、より一層、心身に障害のある県民の自立と社会参加の促進に寄与することを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とすること。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民の医療ニーズを踏まえて、専門的な医療など質の高い医療を提供するとともに、患者が安心して医療を受けられるよう、安全で安心な医療、患者・県民の視点に立った医療を提供すること。

また、障害児・障害者が地域社会で自立した生活を送ることができるよう、障害児・障害者の福祉の充実を図ること。

さらに、県民から求められる役割を十分に果たすため、人材の確保と育成に取り組むほか、県全体のリハビリテーション医療及び福祉の向上を図るため、地域連携を推進するとともに、地域医療・福祉に貢献すること。

1 質の高い医療の提供

(1) 専門的な医療の提供

心身に障害のある乳幼児から高齢者に至るまでの幅広い年齢層の患者が必要なリハビリテーション医療を受けられるよう、専門的な回復期リハビリテーション医療や障害児・障害者に対する専門医療など、専門的な医療を提供すること。

(2) 医療機能の充実

リハセンターに求められる質の高い医療を継続して提供できるよう、回復期リハビリテーション医療の充実や多職種連携による医療の提供など、医療機能を充実させること。

(3) 先進的なリハビリテーション医療の提供

新たな療法に積極的に取り組むなど、先進的なリハビリテーション医療を提供すること。

(4) リハビリテーションに関する調査研究等の推進

県立病院・施設として、質の高い医療等を継続して提供していただけるよう、積極的にリハビリテーションに関する調査研究等を推進すること。

2 安全で安心な医療の提供

(1) 医療安全対策の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の共有や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進すること。

(2) 院内感染防止対策の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、感染管理体制を充実させるなど、院内感染防止対策を推進すること。

(3) 医療機器、医薬品等の安全管理の推進

安全な医療を提供するため、医療機器の品質管理を徹底するなど、医療機器や医薬品等の安全管理を推進すること。

3 患者・県民等の視点に立った医療の提供

(1) 患者や家族等への医療サービスの充実

患者や家族等に対し必要な情報を分かりやすく説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントの徹底を図るなど、患者や家族等への医療サービスを充実させること。

(2) リハビリテーション医療等に関する情報提供

県民のリハビリテーション医療等に対する理解を促進するため、ホームページ等を通じて、リハセンターが提供する医療・福祉サービスの内容等を積極的に情報発信するなど、適切な情報提供を行うこと。

(3) 地域に開かれた病院運営

県民サービスの向上を図るため、地域住民との交流の機会の創出や病院ボランティアの受入れなど、地域に開かれた病院運営を目指すこと。

4 障害児・障害者の福祉の充実

(1) 療育支援の充実

肢体不自由児や発達障害児等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、各々の発達状態に応じた専門的なリハビリテーションを提供するなど、療育支援を充実させること。

(2) 自立訓練の充実

肢体不自由者や高次脳機能障害者等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、各々の障害に応じた機能訓練や生活訓練を実施するなど、自立訓練を充実させること。

(3) 病院部門と施設部門が一体となったサービスの提供

医療と福祉の複合施設の特長を活かした総合的なリハビリテーションが提供できるよう、病院部門と施設部門の連携強化を図り、一体となったサービス提供体制を確立させること。

5 人材の確保と育成

(1) 職員の資質向上

リハセンターに求められる質の高いリハビリテーション医療等を継続的に提供できるよう、研修体制を強化するなど、職員の資質向上に努めること。

(2) 医療従事者の安定的な確保

県民から求められる役割を十分に果たすため、専門性を有する医療従事者の安定的な確保に努めること。

(3) 人事管理制度の構築

職員にとって働きがいのある病院・施設となるよう、人材育成やモチベーションの向上に資するリハセンターに適した人事管理制度の構築に努めること。

(4) ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の整備

職員が安全かつ安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の整備に努めること。

6 地域連携の推進

(1) 急性期病院や地域の医療機関等との連携の推進

リハビリテーション医療を必要とする患者に対し、切れ目のない効果的なリハビリテーション医療が提供できるよう、地域医療連携ネットワークシステムを活用するなど、急性期病院や地域の医療機関等との連携を推進すること。

(2) リハビリテーション医療及び福祉に係る地域支援ネットワークの強化

患者や障害児・障害者が、住み慣れた地域において必要なリハビリテーション医療や福祉サービスを受けられるよう、地域の医療機関や介護保険事業所、福祉施設等の関係機関との地域支援ネットワークを強化すること。

7 地域医療・福祉への貢献

(1) 医療・福祉関係者の資質向上に係る支援

地域のリハビリテーション医療及び福祉の向上を図るため、医療・福祉関係者の資質向上に係る支援を積極的に行うこと。

(2) 一次予防に係る地域の取組への支援

市町や地域の団体が行う疾病予防や介護予防等の一次予防に係る取組に対して、専門的な立場から積極的に支援すること。

(3) 障害児の地域におけるリハビリテーションへの支援

肢体不自由児や発達障害児が、住み慣れた地域で必要な医療・福祉サービスを利用できるよう、地域の療育機関等への指導や助言など、障害児の地域におけるリハビリテーションへの積極的な支援を図ること。

8 災害等への対応

県立病院・施設として、県からの要請又は自らの判断に基づき、災害発生時の支援活動に積極的に取り組むとともに、関係機関との連携を強化すること。

また、災害発生時に患者の安全を確保できるよう対策を講じること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効果的で効率的な組織を整備すること。

また、経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。

1 業務運営体制の確立

(1) 効果的で効率的な業務運営体制の確立

経営責任の所在の明確化を図り、医療環境の変化に応じて迅速な意思決定を行うこと。

また、医療資源を最大限有効活用できるよう、各部署の権限や責任を明確化した実効性のある組織を整備すること。

(2) 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理

県民に信頼され、県内医療・福祉機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。また、情報セキュリティ対策を徹底すること。

2 経営参画意識の向上

職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。

3 収入の確保及び費用の削減への取組

(1) 収入の確保対策

医師、療法士等の適正配置によるリハビリテーション医療提供体制の充実や急性期病院等との連携等により、患者の安定的な確保に努めること。

また、病床利用率の向上策や診療報酬の精度管理の充実、未収金の発生防止と回収の徹底などにより、収入を確保すること。

(2) 費用の削減対策

適正な在庫管理の徹底、医薬品や診療材料の調達コストの削減、職員全員のコスト意識改革及び原価計算の確立などにより、費用を削減すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

県民が求める専門的なリハビリテーション医療等を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療・福祉サービスの質の確保の両立が重要であることから、中期目標期間中に経常収支を黒字化すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

医療機器について、県民の医療ニーズや医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努めること。

とちぎリハビリテーションセンター独法化を想定したスケジュール

28年度				29年度				30年	
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	4月	
<ul style="list-style-type: none"> ○ リハセンター独法化検討会設置 ○ 法人のビジョン、財務面・人事組織面の考え方の検討開始 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の目標・計画・各種制度（勤務条件など）等の骨子検討開始 ○ 職員説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の目標・計画・各種制度（勤務条件など）等の素案検討開始 ○ 定款、評価委員会条例の上程 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価委員会による目標・計画等の検討開始 	<ul style="list-style-type: none"> 7/10 第1回評価委員会（中期目標の素案の審議） ○ 中期目標素案のパブリック・コメントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 8/7 第1回県立病院経営改革プラン評価委員会（第2次プランの平成28年度取組に対する評価） ※第2回評価委員会を同時開催 ○ 法人の各種制度（勤務条件など）等の詳細検討開始 ○ 職員説明会 	<ul style="list-style-type: none"> 10/31 第3回評価委員会（中期計画の素案の審議） ○ 中期目標に係る議案等の上程 	<ul style="list-style-type: none"> 1/24 第4回評価委員会（中期計画の最終案等の審議） ○ 職員引継ぎ条例等の上程 ○ 設立認可 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人設立（目標） ○ 中期計画の認可に係る議案の上程

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター定款

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員（第7条―第12条）

第2節 理事会（第13条―第16条）

第3節 業務の範囲及びその執行（第17条―第20条）

第3章 資本金等（第21条・第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、栃木県の医療・福祉政策として求められる一貫したリハビリテーションを提供するとともに、医療及び福祉に関する調査及び研究を行い、県内における医療水準等の向上を図り、もって心身に障害のある県民の自立と社会参加を促進することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、栃木県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を栃木県宇都宮市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、栃木県公報への登載又はインターネットの利用（以下「登載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載等ができないときは、法人の事務所の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示して登載等に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人以内、理事3人以内及び監事2人以内を置く。

（役員職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は栃木県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の内期）

第10条 役員の内期は2年とする。ただし、補欠の役員の内期は、前任者の残任内期とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

（役員の内任の禁止）

第11条 役員は、相互に兼ねることができない。

（職員の内命）

第12条 職員は、理事長が任命する。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第14条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第15条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 理事会は、構成員の過半数が出席しなければならない。
- 3 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

（議決事項）

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 事業年度の業務運営に関する計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項
- (6) その他法人の運営に関し理事長が重要と認める事項

第3節 業務の範囲及びその執行

（病院の設置）

第17条 法人が設置する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
栃木県立リハビリテーションセンター	宇都宮市

(業務の範囲)

第18条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療及び福祉を提供すること。
- (2) 医療及び福祉に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療及び福祉に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 障害児入所施設を運営すること。
- (5) 児童発達支援センターを運営すること。
- (6) 障害者支援施設を運営すること。
- (7) 前6号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急時における知事の要求)

第19条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事が必要と認める場合において、知事から前条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(業務方法書)

第20条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第3章 資本金等

(資本金等)

第21条 法人の資本金は、法第67条第1項の規定により栃木県から法人に対し出資されたものとされる額とする。

- 2 法第67条第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第22条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、栃木県に帰属する。

第4章 雑則

(規程への委任)

第23条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表 (第21条関係)

- 1 土地

所在地	面積 (㎡)
宇都宮市宝木町二丁目字山崎814番2	15.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎823番1	4,463.14
宇都宮市宝木町二丁目字山崎823番2	87.78
宇都宮市宝木町二丁目字山崎829番4	89.00

宇都宮市宝木町二丁目字山崎830番 1	212.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎831番 2	7,260.35
宇都宮市宝木町二丁目字山崎831番 3	76.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎831番 5	9,107.93
宇都宮市宝木町二丁目字山崎831番 6	199.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎831番 7	390.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎840番 2	346.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎845番 1	222.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎846番 1	162.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎847番 9	13.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎847番10	7.38
宇都宮市宝木町二丁目字山崎847番11	22.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎850番 1	297.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎850番 2	132.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎851番 2	267.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎857番	1,173.58
宇都宮市駒生町字道路1327番	694.76
宇都宮市駒生町字牛久保1328番	16,267.69
宇都宮市駒生町字西高田3337番 1	78,399.32
宇都宮市駒生町字西高田3337番 2	59,483.17
宇都宮市駒生町字西高田3337番 3	1,400.47
宇都宮市駒生町字西高田3337番 4	26,720.39
宇都宮市駒生町字西高田3337番 5	731.66

備考 この表に記載の全ての土地について、それぞれの土地の5,074,183分の2,245,856の共有持分を、法第67条第1項に規定する承継される権利に係る財産とする。

2 建物

名 称	所在地	延床面積 (㎡)
病院・養護所・療 護所・事務所	宇都宮市駒生町字西高田3337番地 4、3337 番地 1、3337番地 2 宇都宮市宝木町二丁目字山崎831番地 5	23,104.10
車庫	宇都宮市駒生町字西高田3337番地 4、3337 番地 1、3337番地 2 宇都宮市宝木町二丁目字山崎831番地 5	238.04

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例

平成 27 年 3 月 13 日

栃木県条例第 1 号

改正（平成 29 年 3 月 27 日栃木県条例第 12 号）

（設置）

第 1 条 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期等）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したも

のの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 29 年条例第 12 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

地方独立行政法人栃木県立がんセンター中期目標との比較

(地独)栃木県立がんセンター中期目標	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期目標草案	(参考)とちぎリハビリテーションセンター病院部門経営改革プラン〔第3次〕
<p>前文 栃木県立がんセンター(以下「がんセンター」という。)は、これまで県民が求める高度で専門的ながん医療を提供するとともに、都道府県がん診療連携拠点病院として栃木県のがんの医療水準の向上・均てん化を推進するなど、県内におけるがん医療に対して極めて重要な役割を果たしてきた。 近年は、超高齢社会の到来、医療技術の進歩、県民の医療に対する意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、県民に対する医療サービスの充実が求められている。 また、医師などの医療従事者の不足や国の医療制度改革などにより、がんセンターの経営環境の厳しさが増す中、将来にわたり持続可能な経営基盤の確立が求められている。 このようなことから、今後とも公的使命を果たしながら、医療環境の変化に迅速に対応するとともに経営の健全化を図るため、柔軟で弾力的な病院運営が可能となる地方独立行政法人を設立することとした。 この中期目標は、医療サービスの向上、医療従事者の確保と育成、地域医療機関との連携、業務運営の改善や効率化など、がんセンターが達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。 がんセンターにおいては、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な病院運営を行うことにより、質の高いがん医療を安定的に提供するとともに、県内における医療水準の向上・均てん化を推進するなど、県民の健康の確保及び増進に寄与することを強く求めるものである。</p>	<p>前文 とちぎリハビリテーションセンター(以下「リハセンター」という。)は、これまで心身に障害のある乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の県民に対しライフステージに応じた専門的なリハビリテーションを総合的に提供するなど、心身に障害のある県民の自立と社会参加を促進するための医療と福祉の複合施設として重要な役割を果たしてきた。 一方、近年は、超高齢社会の到来、医療技術の進歩、県民の医療に対する意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、県民に対する医療サービスの充実が求められている。 また、障害児・障害者の地域社会における共生の実現に向け、日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスの充実も求められている。 このようなことから、今後とも公的使命を果たしながら、県民ニーズや新たな課題等に適切かつ迅速に対応するとともに、経営の健全化を図るため、柔軟で弾力的な運営が可能となる地方独立行政法人を設立することとした。 この中期目標は、医療・福祉サービスの向上、人材の確保と育成、地域関係機関との連携、業務運営の改善や効率化など、リハセンターが達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。 リハセンターにおいては、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な運営を行うことにより、質の高い総合的なリハビリテーションを安定的に提供するとともに、県内における医療及び福祉の向上を図り、より一層、心身に障害のある県民の自立と社会参加の促進に寄与することを強く求めるものである。</p>	<p>前文 1 3次プラン策定の趣旨 とちぎリハビリテーションセンター(以下「リハセンター」という。)は、心身に障害のある乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の県民に対しライフステージに応じた専門的なリハビリテーションを提供することにより、障害者の自立と社会参加を促進する複合施設であり、その中心となるリハビリテーション病院は、小児神経疾患や小児運動器疾患等の障害児・障害者及び脳血管障害や運動器障害等の主として回復期にある患者に対して、専門的なリハビリテーション医療を行うとともに、小児科的治療や整形外科的治療を提供している。 現在のわが国の医療を取り巻く環境は、急速に進む少子高齢化、医療技術の進歩、医療人材の不足など大きく変化しており、こうした状況の中で、県立病院は、将来にわたり、政策医療や専門医療を安定的かつ継続的に県民に提供していくことが求められている。 このため、リハセンターでは、総務省の「公立病院改革ガイドライン」に基づき、平成21年3月に「とちぎリハビリテーションセンター病院部門改革プラン」を策定し、以来、プランの改定を行いながら、いわゆる「365日リハビリテーション」の開始、広汎性発達障害などの患者への専門医療の提供等、医療機能の充実や経営改善等の取組を進めてきたところである。 こうした経営全般にわたる改革について、より一層の推進を図るとともに、県民が求める専門的なリハビリテーション医療を担う県立病院としての使命を引き続き果たしていくため、総務省から新たに示された「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、次の4点を基本方針としてとちぎリハビリテーションセンター病院部門経営改革プラン〔第3次〕(以下「3次プラン」という。)を策定する。</p>
<p>第1 中期目標の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とすること。</p>	<p>第1 中期目標の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とすること。</p>	<p>第1 3次プランの計画期間 平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間とする。</p>
<p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県民の医療ニーズを踏まえて、高度で専門的な医療など質の高い医療を提供すること。 また、患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保するとともに、患者・県民の視点に立って医療を提供するほか、人材の確保と育成に取り組むこと。 さらに、県全体のがん医療水準の向上や在宅医療の充実を図るため、地域連携を推進するとともに、地域医療に貢献すること。</p>	<p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県民の医療ニーズを踏まえて、専門的な医療など質の高い医療を提供するとともに、患者が安心して医療を受けられるよう、安全で安心な医療、患者・県民の視点に立った医療を提供すること。 また、障害児・障害者が地域社会で自立した生活を送ることができるよう、障害児・障害者の福祉の充実を図ること。 さらに、県民から求められる役割を十分に果たすため、人材の確保と育成に取り組むほか、県全体のリハビリテーション医療及び福祉の向上を図るため、地域連携を推進するとともに、地域医療・福祉に貢献すること。</p>	<p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 リハセンターにおいては、医療と福祉が一体となった複合施設の特長を生かし、乳幼児から高齢者に至るまでのあらゆる年齢層に対して、多職種連携による専門的なリハビリテーション医療を提供するとともに、保健福祉、社会、教育、職業といった各分野の関係機関と連携を図りながら、総合的なリハビリテーションを提供する。</p>

(地独)栃木県立がんセンター中期目標	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期目標素案	(参考)とちぎリハビリテーションセンター病院部門経営改革プラン〔第3次〕
<p>1 質の高い医療の提供</p> <p>(1) 高度で専門的な医療の推進 局所進行がんや転移がんの患者に対する医療の提供など、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、高度で専門的な医療を提供すること。</p>	<p>1 質の高い医療の提供</p> <p>(1) 専門的な医療の提供 心身に障害のある乳幼児から高齢者に至るまでの幅広い年齢層の患者が必要なリハビリテーション医療を受けられるよう、専門的な回復期リハビリテーション医療や障害児・障害者に対する専門医療など、専門的な医療を提供すること。</p>	<p>1 質の高い医療の提供</p> <p>リハビリテーションの専門病院として、診療体制の一層の充実強化を図るとともに、複合施設としてのメリットを最大限生かしながら、県民に対し、質の高いリハビリテーション医療を提供する。</p> <p>(1) 専門的な医療の提供</p> <p>ア 専門的な回復期リハビリテーション医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 脳血管疾患、運動器障害(脊髄損傷、骨・関節疾患)等の主として回復期の患者や高次脳機能障害、失語症等の患者に対し、医師、看護師、療法士、薬剤師、管理栄養士、心理職等の多職種のチームによる医学的・社会的・心理的アプローチを通じて、専門的、集中的なリハビリテーション医療を提供する。 また、これらの患者のうち、介護保険制度の適用外となる患者については、リハビリテーションの効果が高められるよう、退院後も継続的な外来リハビリテーション医療を提供する。 VF/V/E(嚥下(えんげ)造影検査・嚥下内視鏡検査)等を活用して、経管栄養や胃腸設置の患者に経口摂取を目指したリハビリテーションを提供する。 FIM(機能的自立度評価表)の低い重症患者を積極的に受け入れ、専門的なリハビリテーション医療を提供する。 <p>イ 障害児・障害者に対する専門医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 小児運動器疾患、脳性麻痺等の障害児・障害者に対し、整形外科手術を着実に実施する。 小児神経疾患、脳外傷(高次脳機能障害)、脊髄損傷等の障害児・障害者に対し、専門的なリハビリテーション医療を提供する。 肢体不自由児や発達障害児について、相談支援部門やこども療育センター、こども発達支援センター、特別支援学校と連携して、相談から診療、療育、訓練に至る一貫したリハビリテーションを提供する。 発達障害児に対する療育支援に当たっては、個々の発達状態を定期的に評価し、感覚統合療法、言語訓練、心理療法の実施など、それぞれの発達状態に応じた専門的なリハビリテーションを提供する。 保護者に対して、障害がある子やその兄弟への適切な関わり方や日常の中でできる訓練等について適宜説明し、家庭や地域における養育を支援する。
<p>(2) チーム医療の推進 多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、患者及びその家族も一員としたチーム医療を推進すること。</p>	<p>(2) 医療機能の充実 リハセンターに求められる質の高い医療を継続して提供できるよう、回復期リハビリテーション医療の充実や多職種連携による医療の提供など、医療機能を充実させること。</p>	<p>(2) 医療機能の充実</p> <p>ア 回復期リハビリテーション医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 急性期病院との連携強化を図り、回復期リハビリテーション医療の対象となる患者を積極的に受け入れるとともに、回復期リハビリテーション病棟を中心に365日リハビリテーションや質の高いリハビリテーションを集中的に提供する。 県内の回復期病床の需要増に適切に対応するため、平成30年4月に回復期リハビリテーション病棟を増床(40床)するとともに、回復期リハビリテーション病棟入院料1の施設基準に適合する体制整備を目指すなど、合併症等で看護必要度の高い患者についても積極的に受け入れる。 <p>イ 多職種連携による医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 多職種によるカンファレンスを定期的に実施し、患者に係る情報の共有化や治療目標の統一化等により、患者一人ひとりの視点に立ったケアを充実させる。 褥(じょく)瘡(そう)対策委員会の運営等を通じて、患者の皮膚の状態や栄養状態の評価、褥瘡の未然防止や改善に向けた取組を推進するとともに、NST(栄養サポートチーム)の設置について検討を進める。 嚥下の困難な患者に対する錠剤の粉碎等、個々の患者の状態に応じた調剤を行うとともに、薬剤師による病棟での服薬指導を充実する。 病棟での口腔衛生指導など、歯科医師や歯科衛生士による指導を充実し、脳卒中患者等の口腔衛生の向上に努める。 認定看護師のノウハウを活用した看護師への指導・支援体制を構築(充実)する。
<p>(3) 緩和ケアの推進 患者の苦痛の軽減や療養生活の質の維持向上を図るため、緩和ケアチーム、緩和ケア外来、緩和ケア病棟等を有機的に統合する緩和ケアセンターの体制の充実など、がんと診断された時からの緩和ケアを推進すること。</p>	<p>(3) 先進的なリハビリテーション医療の提供 新たな療法に積極的に取り組むなど、先進的なリハビリテーション医療を提供すること。</p>	<p>(3) 先進的なリハビリテーション医療の提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ボツリヌス療法等を取り入れた新たな療法に積極的に取り組むとともに、ロボットスーツなど、先進的なリハビリテーション医療技術の導入について継続的に研究を進める。

(地独)栃木県立がんセンター中期目標	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期目標素案	(参考)とちぎリハビリテーションセンター病院部門経営改革プラン〔第3次〕
<p>(4)がん患者のリハビリテーション提供体制の充実 患者の運動機能の改善及び生活機能の低下予防のため、がんと診断された時から患者の病態に応じたリハビリテーション提供体制を充実すること。</p>	<p>(4)リハビリテーションに関する調査研究等の推進 県立病院・施設として、質の高い医療等を継続して提供していけるよう、積極的にリハビリテーションに関する調査研究等を推進すること。</p>	<p>(4)最新のリハビリテーションに関する調査研究と情報発信 ・ 少子高齢化の進展や健康意識の高まり、健康寿命の延伸の観点等から成長が期待される県内のヘルスケア産業に関連する企業等との技術情報交流など、リハセンターが有する医療技術やノウハウ、医療従事者側からのニーズを企業に情報提供し、患者や家族が望む新たな医療機器の製品開発等に貢献する。 ・ 最新のリハビリテーションに関する研修会や学会等に、職員を積極的に参加させるとともに、リハセンター内で研修会や事例研究等を計画的に実施し、職員の専門的知識・技能の向上を図る。 ・ リハセンター内研修会の要点や事例研究の成果など、リハセンターが有する知見や技術について、ホームページや広報誌を通じて、積極的に情報発信する。</p> <p>※3次プランでは、「地域医療・福祉への貢献」で記載している。</p>
<p>2 安全で安心な医療の提供</p> <p>(1)医療安全対策等の推進 患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の共有化や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進するとともに、感染管理体制を充実するなど、院内感染対策を強化すること。</p> <p>(2)医療機器、医薬品等の安全管理の徹底 安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底など、医療機器や医薬品等の管理を徹底すること。</p> <p>(3)法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理 県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。また、情報セキュリティ対策を徹底すること。</p>	<p>2 安全で安心な医療の提供</p> <p>(1)医療安全対策の推進 患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の共有や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進すること。</p> <p>(2)院内感染防止対策の推進 患者が安心して医療を受けられるよう、感染管理体制を充実させるなど、院内感染防止対策を推進すること。</p> <p>(3)医療機器、医薬品等の安全管理の推進 安全な医療を提供するため、医療機器の品質管理を徹底するなど、医療機器や医薬品等の安全管理を推進すること。</p>	<p>2 安全で安心な医療の提供 医療事故防止対策、院内感染防止対策及び医薬品、医療機器等の安全管理に係る取組を推進し、安全で安心な医療の提供に努める。</p> <p>(1)医療安全対策の推進 ・ 医療安全管理者を中心とした、ヒヤリ・ハットも含めたインシデント・アクシデントレポートの収集分析や年2回以上の研修会の開催等により、医療事故の発生防止や医療安全に関する情報を共有し、医療安全対策の推進を図る。 ・ リハセンターに常駐する委託事業者に対しても、積極的に医療安全に関する研修会等への参加を要請し、医療安全対策の推進を図る。</p> <p>(2)院内感染防止対策の推進 ・ ICT(感染防止対策チーム)を中心に、定期ラウンドによる現場の確認や改善指導等を強化し、院内感染の予防と蔓延防止対策の推進を図る。 ・ 全職員を対象とした感染対策研修会を年2回以上開催するなど、職員の感染防止に係る理解の促進を図る。 ・ リハセンターに常駐する委託事業者を対象とする研修会を開催し、院内感染防止対策の推進を図る。</p> <p>(3)医薬品、医療機器等の安全管理の推進 ・ 医薬品の保管・使用に関する研修会の開催等を通じて、医薬品の安全管理、適正使用の推進を図る。 ・ 医療機器安全責任者の下、医療機器の保守管理計画を策定し、適切な保守点検や計画的な機器更新、職員に対する機器操作研修(教育訓練)を行うなど、医療機器の性能維持と安全性の確保を図る。 ・ 手術時における安全・安心な輸血を実施するため、手術・輸血療法委員会の開催等を通じて、輸血製剤の適正使用の推進を図る。</p>
<p>3 患者・県民の視点に立った医療の提供</p> <p>(1)患者及びその家族への医療サービスの充実 患者及びその家族に必要な情報を分かりやすく説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントを徹底するとともに、セカンドオピニオン外来の充実など、患者及びその家族への医療サービスを充実すること。</p>	<p>3 患者・県民等の視点に立った医療の提供</p> <p>(1)患者や家族等への医療サービスの充実 患者や家族等に対し必要な情報を分かりやすく説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントの徹底を図るなど、患者や家族等への医療サービスを充実させること。</p>	<p>3 患者・県民の視点に立った医療の提供 患者・家族や県民に対する分かりやすい医療情報の提供を行い、リハビリテーション医療に関する理解促進を図るとともに、外部の意見等を病院運営に適切に取り入れ、より効果的な治療が行える環境の整備を図る。</p> <p>(1)患者や家族等への支援の充実 ・ 患者や家族に対し、検査結果や治療の目的等の必要な情報を正確に理解できる言葉で提供、説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントの徹底を図る。 ・ 患者や家族からの相談については、主治医と地域医療連携室(仮称)のスタッフ等が連携して、丁寧かつ一貫性のある対応の徹底を図る。 ・ 診療の内容や食事、院内設備、職員の対応等に関する利用者満足度調査を実施し、リハセンターの運営改善や更なる職員の意識向上を図る。 ・ 入院患者の在宅等生活の場への復帰や在宅療養を支援するため、家族に対して患者の状態把握のためのリハビリテーション見学を促すと同時に、療法士等による退院前家庭訪問(家屋調査)を実施し、住宅改修や家庭でのADL(日常生活動作)についての指導助言を行う。 ・ 回復期リハビリテーション認定看護師等を活用した相談体制について検討する。</p>

(地独) 栃木県立がんセンター中期目標	(地独) 栃木県立リハビリテーションセンター中期目標素案	(参考) とちぎリハビリテーションセンター病院部門経営改革プラン〔第3次〕
<p>(2) 患者の就労等に関する相談支援体制の充実 患者の就労も含めた社会的支援に関する情報を提供するため、ハローワークなどとの連携を図るとともに、相談支援体制を充実すること。</p>	<p>(2) リハビリテーション医療等に関する情報提供 県民のリハビリテーション医療等に対する理解を促進するため、ホームページ等を通じて、リハセンターが提供する医療・福祉サービスの内容等を積極的に情報発信するなど、適切な情報提供を行うこと。</p>	<p>(2) リハビリテーション医療等に関する情報提供 ・ ホームページや広報誌「とちリハ通信」を通じて、リハセンターが提供する医療・福祉サービスの内容、調査研究の成果等について積極的に情報発信を行う。 ・ 医療制度や障害者制度を始めとした社会保障制度改革など国や地方の施策、民間団体等の取組等に関する情報発信を行う。</p>
<p>(3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上 職員の接客マナーの向上を図るとともに、外来診療、検査、会計などの待ち時間の短縮やプライバシーへの配慮など、患者及びその家族の利便性・快適性の向上に努めること。</p>	<p>(3) 地域に開かれた病院運営 県民サービスの向上を図るため、地域住民との交流の機会の創出や病院ボランティアの受入れなど、地域に開かれた病院運営を目指すこと。</p>	<p>(3) 地域に開かれた病院運営 ・ とちぎリハビリテーションセンター運営協議会等を通じて、外部の意見を幅広く聴取し、リハセンターの効率的、効果的な運営に反映し、県民サービスの向上を図る。 ・ 「リハセンターまつり」の開催等を通じ、地域住民等に開かれた病院を目指す。 ・ 外来患者等の車両から車椅子への移乗介助、検査室等への案内等、病院ボランティアの受入れについて検討する。</p>
<p>(4) 県民へのがんに関する情報の提供 県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、県民に対し、市民公開講座等を通じてがんに関する普及啓発に努めるとともに、ホームページを充実するなど、適切な情報提供を行うこと。</p>		
<p>(5) ボランティア等民間団体との協働 ボランティアが運営するがん患者等と同じ立場の人同士の交流の場の充実など、ボランティア等民間団体との協働による取組を推進すること。</p>		
<p>4 障害児・障害者の福祉の充実 (1) 療育支援の充実 肢体不自由児や発達障害児等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、各々の発達状態に応じた専門的なリハビリテーションを提供するなど、療育支援を充実させること。</p>		
<p>(2) 自立訓練の充実 肢体不自由者や高次脳機能障害者等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、各々の障害に応じた機能訓練や生活訓練を実施するなど、自立訓練を充実させること。</p>		
<p>(3) 病院部門と施設部門が一体となったサービスの提供 医療と福祉の複合施設の特長を活かした総合的なリハビリテーションが提供できるよう、病院部門と施設部門の連携強化を図り、一体となったサービス提供体制を確立させること。</p>		
<p>4 人材の確保と育成 (1) 医療従事者の確保と育成 県民から求められる役割を十分に果たすため、専門性を有する医療従事者の確保と育成に努めること。</p>	<p>5 人材の確保と育成 (1) 職員の資質向上 リハセンターに求められる質の高いリハビリテーション医療等を継続的に提供できるよう、研修体制を強化するなど、職員の資質向上に努めること。</p>	<p>4 人材の確保と育成 リハセンターに求められる質の高いリハビリテーション医療を継続的に提供するため、医療従事者や医療事務等に精通した職員の確保と育成に努めるとともに、勤務環境の整備など、職員を支援するための取組の推進を図る。 (1) 職員の資質向上 ・ 体系的、計画的に職員を育成するため、新たに研修委員会(仮称)を設置し、研修計画の策定や、個々の職員の能力段階の確認・評価等を行う。 ・ 自己学習の促進や育児休暇中のスタッフが復職する際の不安の軽減等に資するため、広報誌や研修会資料等を提供するとともに、e-ラーニングを活用した研修の実施について検討する。 ・ 認定看護師等の資格取得や専門医等の資質向上のため、学会や研修会への参加等を奨励、支援する。</p>

(地独) 栃木県立がんセンター中期目標	(地独) 栃木県立リハビリテーションセンター中期目標素案	(参考) とちぎリハビリテーションセンター病院部門経営改革プラン〔第3次〕
(2) 研修体制の強化 高度で専門的な医療を提供するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど、研修体制を強化すること。	(2) 医療従事者の安定的な確保 県民から求められる役割を十分に果たすため、専門性を有する医療従事者の安定的な確保に努めること。	(2) 医療従事者の安定的な確保 ・ 病院見学会やインターンシップの積極的な活用等のほか、就職支援担当者との継続的な情報交換など、日頃から医療系大学や養成校との連携に努め、医療従事者の安定的な確保を図る。
(3) 人事管理制度の構築 職員の勤務成績などを考慮し、職員の人材育成やモチベーションの向上に資する、がんセンターに適した人事管理制度の構築に努めること。	(3) 人事管理制度の構築 職員にとって働きがいのある病院・施設となるよう、人材育成やモチベーションの向上に資するリハセンターに適した人事管理制度の構築に努めること。	
(4) 安全で安心な職場環境づくり 医療従事者の勤務環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進など、職員が安全かつ安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう職場環境の整備に努めること。	(4) ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の整備 職員が安全かつ安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の整備に努めること。	(3) ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の整備 ・ 休暇取得目標の設定、育児休業や育児短時間勤務の取得支援など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を積極的に推進し、職員が心身ともに健康で働き続けられる職場環境づくりに取り組む。
(5) 医療従事者の臨床倫理観の向上 患者の尊厳などを守るため、医療倫理の教育や研修を定期的実施するなど、医療従事者の臨床倫理観の向上を図ること。		
5 地域連携の推進 (1) 地域の医療機関との連携強化 患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、がん種別の地域連携クリティカルパスや地域医療連携ネットワークシステムの活用など、地域の医療機関との的確な役割分担を行い、病診・病病連携を強化すること。 (2) 患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化 がんになっても住み慣れた地域で療養することができるよう、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーションの活動支援など、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化すること。 (3) 在宅緩和ケアの推進 がんになっても住み慣れた地域で医療サービスを受け、安心して暮らすことができるよう、地域連携クリティカルパスの整備など、在宅における緩和ケアを推進すること。	6 地域連携の推進 (1) 急性期病院や地域の医療機関等との連携の推進 リハビリテーション医療を必要とする患者に対し、切れ目のない効果的なリハビリテーション医療が提供できるよう、地域医療連携ネットワークシステムを活用するなど、急性期病院や地域の医療機関等との連携を推進すること。 (2) リハビリテーション医療及び福祉に係る地域支援ネットワークの強化 患者や障害児・障害者が、住み慣れた地域において必要なリハビリテーション医療や福祉サービスを受けられるよう、地域の医療機関や介護保険事業所、福祉施設等の関係機関との地域支援ネットワークを強化すること。	5 地域連携の推進 急性期病院や地域の医療機関との病病・病診連携、福祉施設との医療・福祉連携など、患者に対して必要なリハビリテーションを切れ目なく提供するとともに、在宅等へのスムーズな移行を支援する。 (1) リハビリテーションに係る地域支援ネットワークの強化 ・ リハビリテーションを必要とする患者が、急性期、回復期を経て在宅復帰・在宅療養へ至るまで、各段階に応じた効果的なリハビリテーションを受けられるよう、相談支援機関、市町、医療機関、福祉施設等の関係機関と地域支援ネットワークの強化を図る。 (2) 急性期病院や地域の医療機関等との連携の推進 ・ 急性期病院、地域の医療機関やかかりつけ医、介護保険事業所等と入院や地域移行に係る連絡調整を強化し、患者に対する切れ目のない効果的なリハビリテーション医療の提供とスムーズな地域移行を支援するため、地域医療連携室(仮称)の設置を検討するとともに、地域医療連携ネットワークシステムの活用や地域連携クリティカルパスの利用促進を図る。
6 地域医療への貢献 (1) 地域のがん医療の向上・均てん化のための支援 地域のがん医療の向上・均てん化を推進するため、がん医療に携わる医療従事者の育成に対する積極的な支援等を行うこと。	7 地域医療・福祉への貢献 (1) 医療・福祉関係者の資質向上に係る支援 地域のリハビリテーション医療及び福祉の向上を図るため、医療・福祉関係者の資質向上に係る支援を積極的に行うこと。	6 地域医療・福祉への貢献(地域包括ケアシステム構築への積極的な関わり) リハビリテーションを支える県内の医療・福祉関係者の資質向上や、市町や地域の団体が行う疾病予防や介護予防等の一次予防(以下「一次予防」という。)に係る取組を積極的に支援するなど、地域医療・福祉の増進、地域包括ケアシステムの構築を支援する。 (1) 医療・福祉関係者への資質向上に係る支援 ・ 新たな専門医制度の運用に向け、地域医療の確保のため、基幹施設(病院)とともに専門研修プログラムを作成し、専攻医の積極的な受入れに努める。 ・ 看護師、療法士等の医療・福祉従事者について、医療系大学や養成校からの実習生や研修生を積極的に受け入れ、それぞれのレベルに対応した研修実施計画のもと、リハセンターの特性を生かした効果的かつ効率的な研修を実施し、専門的な人材育成を支援する。 ・ 小児から高齢者に至る幅広いリハビリテーション医療や発達障害児等に係る療育指導など、リハセンターが有するノウハウを十分に活用して、地域の関係機関、関係職種等を対象とする専門研修や「とちリハ病院研修会」、出前講座等を積極的に実施し、地域のリハビリテーション医療水準の向上を図る。

(地独) 栃木県立がんセンター中期目標	(地独) 栃木県立リハビリテーションセンター中期目標素案	(参考) ちぎりリハビリテーションセンター病院部門経営改革プラン〔第3次〕
(2) がん対策事業への貢献 がん登録のデータ収集や分析を行うなど、国や県などが効果的ながん対策事業を実施できるよう、積極的に貢献すること。	(2) 一次予防に係る地域の取組への支援 市町や地域の団体が行う疾病予防や介護予防等の一次予防に係る取組に対して、専門的な立場から積極的に支援すること。	(2) 一次予防に係る地域の取組への支援 ・ ロコモティブシンドローム(以下「ロコモ」という。)に関するイベントに積極的に参加するとともに、ロコモに係る講演内容やロコモ度テスト、ロコモトレーニング等について、インターネット等を通じて情報発信し、広く普及啓発を図る。 ・ 市町の健康づくり事業や介護予防事業への職員の派遣、ロコモ度テストに係る機材の貸出しなど、地域の一次予防に係る取組を支援し、高齢者等の運動器(運動機能)や口腔等の機能の維持・向上を図る。
7 災害等への対応 災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などにおいては、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応すること。また、災害発生時に患者の安全を確保できるよう対策を講じること。	(3) 障害児の地域におけるリハビリテーションへの支援 肢体不自由児や発達障害児が、住み慣れた地域で必要な医療・福祉サービスを利用できるよう、地域の療育機関等への指導や助言など、障害児の地域におけるリハビリテーションへの積極的な支援を図ること。	
7 災害等への対応 災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などにおいては、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応すること。また、災害発生時に患者の安全を確保できるよう対策を講じること。	8 災害等への対応 県立病院・施設として、県からの要請又は自らの判断に基づき、災害発生時の支援活動に積極的に取り組むとともに、関係機関との連携を強化すること。 また、災害発生時に患者の安全を確保できるよう対策を講じること。	7 災害等への対応 県立病院として災害発生時の支援活動に積極的に取り組むとともに、万一の場合に備え、関係機関との連携体制の構築を図る。 (1) 災害対策の強化 ・ 災害発生時の患者の安全確保と病院機能の維持に向けて、医薬品や食品等を適正に備蓄するなど、災害対策の強化を図る。 (2) 災害発生時における支援活動の充実 ・ 大規模災害が発生したときは、被災者の日常活動を低下させないためのリハビリテーション専門職による支援や心理的なサポートなど、JRAT(大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会)等による支援活動に職員を積極的に派遣する。 また、派遣終了後は、活動内容や課題等についてリハセンター内で情報共有し、今後の支援活動の充実に努める。 (3) 関係機関との連携強化 ・ リハビリテーション関係団体と協働して研修会等を開催するとともに、県医師会など関係機関や関係団体が開催する災害を想定した医療救護活動訓練に参加するなど、災害対応における課題や関係機関等との連携体制等について確認し、大規模災害発生時の的確な対応に努める。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効果的で効率的な組織を整備すること。 また、経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効果的で効率的な組織を整備すること。 また、経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 リハセンターの保有する医療資源の最大限の有効活用など、業務運営全般にわたる改善と効率化の推進を図る。
1 業務運営体制の確立 経営責任の所在の明確化を図り、医療環境の変化に応じて迅速な意思決定を行うこと。 また、医療資源を最大限有効活用できるよう、各部署の権限や責任を明確化した実効性のある組織を整備すること。	1 業務運営体制の確立 (1) 効果的で効率的な業務運営体制の確立 経営責任の所在の明確化を図り、医療環境の変化に応じて迅速な意思決定を行うこと。 また、医療資源を最大限有効活用できるよう、各部署の権限や責任を明確化した実効性のある組織を整備すること。	1 業務運営体制の確立 複合施設としてのリハセンターの機能を最大限に発揮し、安定的な経営を実現するため、効果的で効率的な業務運営体制の確立を図る。 (1) 組織横断的な委員会活動等の充実 ・ 病院部門・施設部門・相談支援部門にまたがる組織横断的な委員会活動等を充実し、効果的、効率的な業務運営を図る。
	(2) 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理 県民に信頼され、県内医療・福祉機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。また、情報セキュリティ対策を徹底すること。	(2) 電子カルテシステムの導入 ・ 患者への迅速な医療サービスの提供、ICT(情報通信技術)を活用した病連携・病診連携への参画、院内における診療情報の共有化と効率的な管理のため、電子カルテシステムを導入する。
		(3) 業務改善に係る職員提案の制度化 ・ 多職種の多様なアイデアを効果的で効率的な業務運営につなげられるよう、業務改善に係る職員提案の制度化について検討を進める。

(地独) 栃木県立がんセンター中期目標	(地独) 栃木県立リハビリテーションセンター中期目標素案	(参考) とちぎリハビリテーションセンター病院部門経営改革プラン〔第3次〕
<p>2 経営参画意識の向上</p> <p>職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。</p>	<p>2 経営参画意識の向上</p> <p>職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。</p>	<p>2 経営参画意識の向上</p> <p>リハセンターの経営改善に向け、職員が一体となった経営参画意識の向上を図る。</p> <p>(1) 経営改善推進会議等における定例的な経営分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営改善推進会議において、経常収支比率や医業収支比率など、主要経営指標を用いた経営分析を定例的に実施するとともに、その結果を所内連絡会議等に報告し、職員の経営参画意識の向上を図る。 <p>(2) 原価計算方式の導入に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> リハセンターの経営改善に向けた基礎資料として活用するため、入院・外来別及び診療科目別の原価計算方式の導入について検討する。
<p>3 収入の確保及び費用の削減への取組</p> <p>(1) 収入の確保への取組</p> <p>病診・病病連携の強化や積極的な情報発信と質の高いがん医療の提供などにより、患者を確保すること。</p> <p>また、病床利用率の向上策や診療報酬の精度管理の充実、未収金の発生防止と回収の徹底などにより、収入を確保すること。</p>	<p>3 収入の確保及び費用の削減への取組</p> <p>(1) 収入の確保対策</p> <p>医師、療法士等の適正配置によるリハビリテーション医療提供体制の充実や急性期病院等との連携等により、患者の安定的な確保に努めること。</p> <p>また、病床利用率の向上策や診療報酬の精度管理の充実、未収金の発生防止と回収の徹底などにより、収入を確保すること。</p>	<p>3 収入の確保及び費用の削減への取組</p> <p>適正な診療報酬の請求を行うとともに、未収金の発生防止と回収の強化に努めるなど、収入の確保を図る。また、医薬品、検査試薬及び診療材料に係る価格交渉力を強化し、廉価での購入に努めるとともに、職員のコスト意識を高め、超勤縮減や節電等に努め、経費の削減を図る。</p> <p>(1) 収入の確保対策</p> <p>ア 医師、療法士等の適正配置によるリハビリテーション実施単位数の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> リハセンターの病床数に見合った医師、療法士等を適正に配置し、リハビリテーション実施単位数の着実な増加を図る。 急性期病院等との連携による患者の安定的な確保 リハセンターのリハビリテーション医療の現況等について定期的に情報提供するなど、急性期病院や整形外科病院との連携を深め、患者の安定的な確保を図る。 <p>ウ 効果的な病床管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療連携室(仮称)において、各病棟における退院予定者の的確な管理と入院予定者のスムーズな受入れなど、効果的な病床管理を行い、病床利用率の向上に努める。 <p>エ 診療報酬の精度管理の充実(各種の施設基準の取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療報酬請求等改善委員会において、レセプトの減額(返戻)等に係る原因や背景について検討し、診療報酬の適正な請求に努める。 また、診療報酬の改定内容等を早期かつ正確に把握して、取得可能な診療報酬項目について施設基準等の達成に取り組む。 <p>オ 新たな診療報酬の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> 回復期病床の需要増への対応や質の高いリハビリテーションの提供により、回復期リハビリテーション病棟入院料1やリハビリテーション充実加算の算定を目指す。 <p>カ 未収金の発生防止と回収の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院等に際して、患者や家族に診療費の概算額を提示するとともに、医療費に係る公費負担制度や助成制度等について丁寧に説明し、未収金の発生防止を図る。 万一、未収金が発生した場合は、電話や家庭訪問による納入(分割納入)の指導を行うとともに、納期限までに納入されない場合は、債権回収会社への委託も検討しながら、督促や催告の措置を講じ、未収金の早期回収を図る。
<p>(2) 費用の削減への取組</p> <p>適正な在庫管理の徹底、医薬品や診療材料の調達コストの削減、職員全員のコスト意識改革及び原価計算の確立などにより、費用を削減すること。</p>	<p>(2) 費用の削減対策</p> <p>適正な在庫管理の徹底、医薬品や診療材料の調達コストの削減、職員全員のコスト意識改革及び原価計算の確立などにより、費用を削減すること。</p>	<p>(2) 費用の削減対策</p> <p>ア 高度医療機器の共同利用など、医療機器の効果的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> リハセンターで保有しているMRI、骨密度測定装置等の高度医療機器について、地域の医療機関との連携強化と医療機器の効果的活用の観点から、共同利用について検討する。 <p>イ 医薬品等の価格交渉力の強化、ジェネリック医薬品への積極的な切替え</p> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品や医療機器の購入に当たっては、医師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師も交渉の場に同席して専門的見地から価格交渉を行う。 医薬品の有効性・安全性、供給の安定性等に留意しつつ、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の調剤割合の向上に努め、後発医薬品使用体制加算1の算定を目指すとともに、医薬品費及び患者の経済的負担の軽減を図る。 <p>ウ 医薬品や診療材料の適正な在庫管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品や診療材料について、在庫量が必要最小限のレベルとなるよう、患者ごとの処方、処方量等を的確に予測するなど、適正管理の徹底を図る。

(地独)栃木県立がんセンター中期目標	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期目標素案	(参考)とちぎリハビリテーションセンター病院部門経営改革プラン〔第3次〕
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療の質の確保の両立が重要であることから、中期目標期間中に経常収支を黒字化すること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 県民が求める専門的なリハビリテーション医療等を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療・福祉サービスの質の確保の両立が重要であることから、中期目標期間中に経常収支を黒字化すること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 専門的なリハビリテーション医療を安定的に提供していくためには、医療スタッフの確保による医療の質の向上とともに、健全な経営基盤の確立が重要であることから、医師を始めとした人材の確保に努めるとともに、病床利用率の向上等により、経営の改善に取り組む。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 病院施設の老朽化の状況や求められる機能を踏まえ、長期的な視点から、今後担うべき診療機能にふさわしい施設整備のあり方を検討すること。 また、医療機器については、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努めること。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 医療機器について、県民の医療ニーズや医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努めること。</p>	